

【インドネシア】インドネシア簡易特許出願審査請求制度の変更について

インドネシア知的財産総局は、法務人権省省令 2021 年第 13 号を 2021 年 2 月 3 日に公布しました。これに伴い、簡易特許出願の審査請求についての実務が変更されております。

従来、簡易特許出願についても、出願とは別に審査請求を後日行うことが可能でしたが、法務人権省省令 2021 年第 13 号の 2021 年 4 月施行（予定）に伴い、簡易特許出願の審査請求については、出願と同時に審査請求を行うことが必須となりました。

なお、簡易特許出願の審査請求が出願と同時に行われない場合、及び、期間内に規定の料金が支払われない場合は、当該簡易特許出願はみなし取り下げとして扱われます。

担当 鈴木秀幹 (S&I Japan)